

第8回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成30年1月25日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第8回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤 勇、副主幹 足立 純、主査 糸井隆雄、主事 大賀 俊

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は13名であります。 欠席委員は1番 小山 勉委員、7番 河内義昭委員であります。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号及び議案第2号について 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第8回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午後3時8分 開会】</p>
議長	<p>報告事項について、次長より報告いたさせます。</p>
次長	<p>【事業概要報告】</p>
議長	<p>次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。</p>

【意見なし】

議長 それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
8番 星野雅彦委員、15番 本島一喜委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査 それでは議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が7件、筆数が9筆、面積が2,379㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が23筆、面積が12,867.39㎡となっております。
合計いたしまして件数が24件、筆数が32筆、面積が15,246.39㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページ及び3ページに、第5条の届出が4ページから7ページに記載されております。
以上、よろしくお願いたします。

議長 第4条、第5条の届出ということで、市街化区域内の農地の転用についての届出、事務局長専決であります。ご質問はございませんか。
【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の8ページをお開き下さい。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
この農地法第5条の規定による許可申請につきましては、調整区域内における農地転用許可申請となります。
1番、申請地は駒場町地内の田、面積1,910㎡です。施設の概要は、駐車場用地です。

申請理由は、市内で自動車部品の製造を行っているが、大月工場より駒場工場へ研究開発及び金型設計開発部門を移転し従業員用駐車場が不足するため、申請地を譲り受け駐車場として利用したいです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。22ページから33ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧いただきたいと思っております。

議案書の8ページにお戻り下さい。

続きまして2番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,325㎡ほか1筆、計1,599㎡です。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル288枚を372.81㎡に設置するものです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無でございます。

続きまして、議案書の34ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。35ページから39ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧いただきたいと思っております。

8ページにお戻りください。

続きまして3番、申請地は寺岡町地内の畑、面積1,176㎡ほか1筆、計2,124㎡です。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、施設の概要は太陽光発電設備用地で太陽光パネル288枚を372.81㎡に設置するものです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

議長
副主幹

ただ今、7番 河内義昭委員が出席いたしました。

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。41ページから45ページに実情調査報告書が載せてございます。ご覧いただきたいと思っております。

それでは9ページをご覧ください。

続きまして4番、申請地は羽刈町地内の山林、現況 田、面積1,900㎡です。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置したいで、施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光パネル320枚を523.77㎡に設置するものです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の46ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。47ページから53ページに実情調査報告書が載せてありますのでご覧いただきたいとおもいます。

9ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は大沼田町地内の田、面積851㎡です。

申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け太陽光発電設備を設置したいで、施設の概要は、太陽光発電設備用地で太陽光パネル216枚を353.54㎡に設置するものです。

契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の54ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。55ページに位置図と公図、56ページに参考までに土地利用計画図が載せてございますのであわせてご覧ください。

9ページにお戻りください。

続きまして6番でございますが、こちらにつきましては1月24日付で取下げの申請がありましたので、議案からの削除をお願いいたします

続きまして7番、申請地は藤本町地内の田、面積495㎡です。施設の概要は、一般住宅一棟延べ床面積140.77㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の59ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 仙田委員。

11番

はい、11番 仙田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の21ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は平成30年1月15日、月曜日、午前8時30分から、調査は遠藤委員を班長といたしまして、河内委員、亀田委員、三役から長谷川職務代理、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、自動車部品の製造を行う申請人が隣接する工場の従業員用駐車場として利用したいというものです。

転用面積については、40台分の駐車場スペースが確保できる、1,910㎡が必要とのことです。

土地の選定理由としましては、既存の工場周辺で数か所検討し、十分な面積を確保でき、また利便性が良いなどの条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は水路、西側および北側は公道、南側は田となります。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、南側へ若干の傾斜を設け、南側の田との境界には築堤を設けることで水路へ一気に水が流れることを防止するとのことです。

また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、駒場町南西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番及び3番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

10番 亀田委員。

10番 はい、10番 亀田です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の34ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づき

まして、審査基準の確認を行いました。2番と3番の転用目的と譲渡人が同じであるため、一緒にご報告いたします。

調査年月日および調査班は5条許可申請1番と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力47.2キロワットの発電設備を2カ所計画し、それぞれの申請地に発電パネル228枚が設置できる、1,599㎡と2,124㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

2番の申請地は、東側は畑および宅地、西側と北側は公道、南側は山林および畑となります。

3番の申請地は、東側は公道、西側、南側、北側は畑となります。

発電パネルは、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設けるとのことです。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に2回から3回、除草作業を行うことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、寺岡町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番及び3番はそのように決定いたしました。

続いて4番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

7番 河内委員。

7番 はい、7番 河内です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の46ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づき

まして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は5条許可申請1番と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、出力49.5キロワットの発電設備を計画し、申請地に発電パネル320枚が設置できる、1,900㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は山林、西側は公道、南側は宅地、北側は認定外道路となります。

発電パネルは、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設けるとのことです。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に3回、除草作業を行うことから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、羽刈町西部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

星野委員。

8番

8番 星野です。

2、3質問いたします。

まず、地目山林と記載がありますが、転用の許可が必要かどうかということと、資金計画の中で前の案件と同じくらいの面積で、工事費が半分以下で賄われるということと、土地の取得費が非常に安いのですが、何か理由があるのかどうか教えていただきたい。

副主幹

まず、地目山林の取り扱いについてですが、こちらは現況が田になっておりまして、農地台帳に登載されております。従いまして、農地転用許可が必要ということでございます。

地目山林で現況も山林の場合は、農地転用の必要はございません。

次に、工事費がかなり安くなっているということですが、申請人に調査班で確認していただいたところ、太陽光パネルを県内のほか2カ所くらい請負工事を持っていて、そちらの分と一緒に発注をかけたところ、コンテナ1個分となり、仕入れがかなり格安で購入できるという話をされておりました。

用地取得費につきましては、かなり安いということでしたが、特段理由はなかったように記憶しております。

以上です。

議長 星野委員、よろしいですか。

8 番 はい。

議長 ほかにございませんか。それでは本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 4番はそのように決定いたしました。

続いて5番から7番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号 5番から7番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 それでは議案書の10ページをお開き下さい。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成30年1月31日公告分であります。

こちらの農用地集積計画は農業経営基盤強化促進法に基づきまして、調整区域の農地の貸借、あるいは売買について審議いただくものです。

議案書の11ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、12件で面積28,841㎡です。

続きまして所有権移転は1件です。

はじめに利用権設定についてですが、詳細が12ページから15ページに記載されておりますのでご覧ください。

続きまして、所有権移転についてですが、議案書の16ページをお開き下さい。

1番、売買を行う土地は、県町地内の田、面積は860㎡ほか2筆、計1,633㎡です。売買価格は総額で653,200円です。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも1月31日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、12番 桐生委員の退席を求めます。

【午後3時42分 退席】
議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、桐生委員の出席を求めます。

【午後3時43分 出席】
議長 続いて、貸借権設定の2番から12番を上程いたします。
本件について意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の2番から12番はそのように決定いたしました。

続いて、所有権移転の上程となりますが、関連議案がございますので長谷川職務代理者と議長を交代いたします。

【午後3時44分 議長交代】
議長 それでは所有権移転を上程いたします。
ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、3番 三田隆俊委員の退席を求めます。

【午後3時45分 退席】
議長 本件に対する、意見を求めます。

【意見なし】
議長 それでは、本件は計画のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】
議長 異議なしと認め、議案第2号 所有権移転はそのように決定いたしました。

ここで、関連議案の審議が終了しましたので、三田委員の出席を求めます。
また、三田会長と議長を交代いたします。

【午後3時46分 出席・議長交代】
議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

なお、議案末尾に事前協議申請の処理経過及び農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第8回 足利市農業委員会を閉会いたします。

【午後3時47分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月26日

足利市農業委員会

8番委員

15番委員